

広川町農業委員会

第28回総会議事録

令和7年11月5日

# 広川町農業委員会第28回総会議事録

令和7年11月5日広川町農業委員会第28回総会が福岡八女農協広川地区センター2階大會議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項2 農地法施行規則第29条第1号の届出書
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀秀之	6	稻員繁広
会長代理	山村佳代子	7	鐘ヶ江百合子
1	中村和浩	8	船越誠治
2	萩尾喜久夫	9	稻員雅史
3	丸山敬二郎	10	野田光浩
4	馬場啓介	11	中島隆二
5	渡邊和江	12	古賀貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中健一	22	弓削和幸
16	姫野剛	23	末安富士子
17	重松嘉治	24	野田隆文
18	小林栄一	25	山下淳
欠	山下憲繫	26	渡邊和宏
20	馬場健作	27	古賀優
21	雨森純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 山下 誠紀 農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原脩慈

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項2件、議案第1号3件、議案第2号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願ひします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願ひします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番 中村和浩農業委員、9番 稲員雅史農業委員を指名し審議に移ります。報告事項1 利用権の合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字水原 借受人：■■■■■ 貸付人：■■■■■ 申請理由：合意解約。  
順位2 大字水原 借受人：■■■■■ 貸付人：■■■■■ 申請理由：合意解約。順位3 大字水原 借受人：■■■■■ 貸付人：■■■■■ 申請理由：合意解約。順位4 大字吉常 借受人：■■■■■ 貸付人：■■■■■ 申請理由：合意解約。順位5 大字吉常 借受人：■■■■■ 貸付人：■■■■■ 申請理由：合意解約。順位6 大字新代 借受人：■■■■■ 貸付人：■■■■■ (持分1/2)、■■■■■ (持分1/2) 申請理由：合意解約。

議長 事務局の説明が終わりましたので利用権の合意解約について質問意見等ありましたらお願ひします。

質問意見なし

議長 続きまして報告事項2 農地法施行規則第29条第1号の届出書について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字久泉 届出人：■■■■■ 申請理由：農業用倉庫を設置するため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20番 馬場健作 推進委員 届出書に印鑑をもらいに来られた際に書類に現地の写真もつけられており、既に倉庫コンテナと砂利敷きをされていた状況でした。これでは問題があると思いましたので始末書を書いてもらっています。

議長 水利関係は古賀地区になりますので地区担当委員からも説明をお願いします。

23番 末安富士子 推進委員 本来であれば砂利を剥がして現況復旧してもらいたいと思いました。

議長 この案件についてご意見のある方はいらっしゃいますか。

7番 鐘ヶ江百合子 農業委員 以前も許可を受ける前に工事がなされており、現況に戻してもらった事例があったと思います。始末書さえ書いてもらえば認められるのですか。

事務局 届出の隣接している農地は、申請人ご自身できれいに耕作されていますし、面積もさほど大きくなく使用用途も農業用倉庫であるため追認したい考えでいます。

7番 鐘ヶ江百合子 農業委員 案件によって例外を作ってしまうと、今後もそのようなことをする方が増えていくのではないかでしょうか。

9番 稲員 雅史 農業委員 いきさつを説明しますと以前に申請人の家族の方が手続きについて聞きに来られましたので事前に手続きを行なうように説明をしていたにも関わらずこのような状況になっています。私の思いとしても現況に戻してもらいたい気持ちです。これを認めてしまうとそのような話が広まってしまわないか心配しています。

5番 渡邊和江 農業委員 このような状況にされたのはいつ頃になりますか。

事務局 時期については詳しく把握していません。

9番 稲員 雅史 農業委員 数ヶ月前には事前に砂利を敷かないように伝えていましたが家族間で伝わっていなかったように言われました。

7番 鐘ヶ江百合子 農業委員 やはり始末書を出せば認められるという考え方方が広まってしまうことが問題だと思います。今後のこともありますので現況に戻してもらうべきだと思います。

事務局 皆さんのご意見を伺いました。申請人に対しては事前に砂利敷きを行なったものについては現況に戻すように指導を行ないます。その後の経過につきましてはまたご報告させていただきます。

議長 続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字長延 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18番 小林栄一 推進委員 山村橋付近の農地になります。譲受人と譲渡人の話がまとまり売買されるとのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位1について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位2 大字日吉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：売買。

事務局 なお本日は担当委員が欠席ですので事務局より報告いたします。担当委員からも特段問題は無いとのことです。

議長 事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位2について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位3 大字新代 外1筆 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ (持分1/2)、■

■ ■ ■ (持分 1/2) 申請理由：売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 譲渡人が農地を処分したいとの意向であり、隣接の農地を持っている譲受人が買い受けることになったそうです。耕作については息子も手伝われて耕作されるということですのでよろしくご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転  
利用権設定 令和 8 年 1 月 1 日開始分

議 長 事務局の説明が終わりましたので議案第 2 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。異議がなかった旨町長へ報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ